

## 志學館大学情報基盤センター規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則第41条第2項及び志學館大学学則第62条の2第2項の規定に基づき、志學館大学情報基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項について定める。

### (目 的)

第2条 センターは、情報システム及びネットワークの運用・管理を行うとともに、志學館大学の情報発信及び学内業務の情報化を支援することを目的とする。

### (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報ネットワークシステムに関する事項
- (2) 情報アクセス環境の整備に関する事項
- (3) 電子情報の発信（ホームページ）に関する事項
- (4) その他センターの目的を達成するための必要な業務

### (組 織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる職員で構成する。

- (1) センター長
- (2) センター兼務教員 若干名
- (3) 事務職員

2 センター長及びセンター兼務教員は、本学の専任教員のうちから学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (センター運営会議)

第5条 センターに、第3条に掲げる業務を行うため、センター長及びセンター兼務教員で構成するセンター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

3 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4 センター長が必要と認めたときは、センター兼務教員以外の者をセンター運営会議に出席させ意見を聴くことができる。

### (事 務)

第6条 センターの事務は、入試広報課で処理する。

### (雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 志學館大学情報システム委員会規程及び志學館大学情報システム室規程は、廃止する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。